

(参考)市より発送している申告書の表紙

管理番号はこちらに
印字しています。

豊田市	管理番号	区分
法人番号		

第二十号様式

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分 の市民税の 申告書

- 1 2以上の市町村に事務所または事業所を有する法人(分割法人)については、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準として豊中市分の法人税額を算定し、これに均等割額を加算して申告納付してください。
- なお、豊中市内に主たる事務所または事業所を有する法人は、第22号の2様式(課税標準の分割に関する明細書)を添付のうえ、申告納付してください。
- 2 豊中市内に寮等を有する法人で豊中市内に事務所又は事業所を有しないもの及び豊中市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団または財団で代表者又は管理人の定めのあるものは均等割額を申告納付してください。
- 3 法人税について修正申告をした場合、または税務署から法人税について更正、決定をうけた場合もそのつど市役所へ申告書を提出してその不足税額を納付してください。
- 4 欠損の場合でも申告書を提出し、均等割額を納付してください。
- 5 法人税において欠損金の繰戻控除による法人税額の還付を受けた場合で、市民税の課税標準の減額を受けようとする場合には、別に申告書(第20号様式別表2の5)を添付してください。
- 6 申告納付がなかった場合には、延滞金等を納めていただくことになりますので、必ず法定申告納付期限までに申告納付してください。

標記事業年度の予定(中間)申告税額は次のとおりです。

法人市民税税率一覧

【法人税額】(資本金等の金額・所得に関係なく一律)

令和元年10月1日以降に 開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以後に 開始した事業年度の税率
一律 8.4%	一律 12.1%

法人税額

均等割額

【均等割】(従業員数、資本金等の金額は各事業年度の末日の状況によります。)

資本金等の金額	市内の事務所等 の従業員数	税率(年税額)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超～10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超～1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記の法人以外の法人等		60,000円

【電子による申告と納税(共通納税)について】

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告と納税(共通納税)を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単にすることができます。ぜひご利用ください。

利用方法の詳細は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.ltago.jp/>)をご覧ください。

【大法人について】

大法人についてeLTAXによる電子申告が義務化されました。期首の資本金の額等が正確には把握できないため、全ての法人に申告書を送付しています。

大法人の対象については下記のとおりです。

対象法人 ①事業年度開始の時に資本金の額等が1億円を超える法人
②相互会社、投資法人、特定目的会社